

令和3年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	令和3年7月29日（木） 午後2時00分～午後4時00分
2	開催場所	福祉会館 5階 市民ホール
3	出席委員名 (敬称略)	井上斉、上地洋子、上原健嗣、小栗作郎、落合高幸、金子恵一、川村信子、小林美穂、清水太郎、下村咲子、田中伸一、福井直枝、星辰郎、御厨玲子、渡邊浩文（15名）
4	配付資料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議次第 (2) 小平市介護保険運営協議会委員名簿 (3) 資料1 協議会運営事項 (4) 資料2 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて (5) 資料2別紙 小平市介護保険運営協議会設置要綱 (6) 資料3 地域密着型サービス事業所の指定更新について (7) 資料4-1 地域密着型サービス事業所の新規指定について (8) 資料4-2 地域密着型サービス事業所の廃止について (9) 資料5 総合事業の事業所の指定状況について (10) 小平市地域包括ケア推進計画（本体・概要版） (11) 事前質問の方法について (12) 令和3年度介護保険運営協議会 開催日程
5	傍聴人数	1名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長挨拶 3 委嘱状交付 4 委員自己紹介 5 事務局紹介 6 会長及び副会長の互選について 7 配布資料の確認 8 説明事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 協議会運営事項の説明（資料1） (2) 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて（資料2、資料2別紙）

		<p>9 協議・検討事項</p> <p>(1) 小平市地域包括ケア推進計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）について</p> <p>(2) 地域密着型サービス整備。運営事業者募集について</p> <p>(3) 地域密着型サービスの事業所の指定更新について（資料3）</p> <p>10 報告事項</p> <p>(1) 地域密着型サービス事業所の指定、廃止について（資料4-1、4-2）</p> <p>(2) 地域密着型サービス整備・運営事業者募集について</p> <p>(3) 総合事業の事業所の指定状況について（資料5）</p> <p>11 閉会</p>
--	--	---

1 協議・検討事項

(1) 小平市地域包括ケア推進計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）について
〔質疑応答〕

なし

(2) 地域密着型サービス整備・運営事業者募集について
〔質疑応答〕

なし

(3) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

委員：指定更新が専決処分としてくださった後の報告事項であって、協議検討事項とか諮問事項ではないので、この報告がある意味を確認させていただきたい。

事務局：運営協議会が毎月あるというわけではないため、定期的にあるタイミングを見計らい、直前の更新状況を報告している。指定はしているが、何か不明な点があれば、事業所に確認するなどをして対応する。

2 報告事項

(1) 地域密着型サービス事業所の指定、廃止について

委員：資料4-2の事業所の廃止について、廃止年月日は令和3年5月31日となって

いるが、指定年月日はいつか。

事務局：東京都が、平成22年7月1日から指定をしている。

委員：資料4-1は、品川区の事業所だが、小平市の住所がある方が利用されるので、それを小平市として指定するということか。

事務局：小平市に住民票上の住所がある利用者が一時的に品川区の親族宅に身を寄せている。しかし、住民票を移していないので、小平市の介護保険制度を使っている。親族宅から通所している事業所が、品川区にあることから、品川区の事業所を当市が指定している。

(2) 総合事業の事業者指定状況について

委員：指定される事業所は、他地域でも行えるというのが分かったが、この逆もありで、小平市でもそういうことを受け入れられるのか。

委員：つまり、ここに出ているのは杉並区とかということなので、小平市のほうでは他地域の利用者を受け入れられるかどうかということか。

委員：さっきの品川区に小平市の住民の方が受け入れてもらえるというようなお話だった。それで、資料5のところで、エリアが違うところで介護ができるということを私は同じエリアでしか介護はできないものと思っていたが、小平市もそういう逆の立場になるのかということを知っておきたかった。

事務局：先ほどの地域密着型サービスに関しては、原則として市民が利用することになる。こちらの総合事業に関しては、特に市民とか関係なく、他市の事業所であっても利用することはできる。また、訪問型と通所型とがあり、訪問型は、事業所が自宅に訪問して介護をする。通所型は、市民の方が他市の事業所を利用することも可能となっている。

こちらに関しては、要支援1、または要支援2相当の方が利用できるサービスとなっている。